

2022年度「日本学生支援機構 給付奨学金」出願のしおり 春学期在学採用

卒業までの月単位で貸与され、卒業後返還が不要な奨学金制度です。詳しくは、「2022年度日本学生支援機構給付奨学金案内 在学採用」をご確認ください。

<日本学生支援機構給付奨学金>

A. 学力基準

【1年次】

次のいずれかの条件を満たすこと

- (1) 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること
- (2) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- (3) 将来社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

ただし、学業成績が適格認定における「廃止」の区分に該当する者は採用されませんので、詳しくは「2022年度日本学生支援機構給付奨学金案内」の「(1)学業成績等に係る基準」(P.8)をご確認ください。

※上記(3)に該当する場合は、出願後「学修計画書」をLoyola個人呼出掲示板にて配布します。

【2年次】

次のいずれかの条件を満たすこと

- (1) GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること
- (2) 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書(※)により確認できること

ただし、学業成績が適格認定における「廃止」の区分に該当する者は採用されませんので、詳しくは「2022年度日本学生支援機構給付奨学金案内」の「(1)学業成績等に係る基準」(P.8)をご確認ください。

※上記(2)に該当する場合は、出願後「学修計画書」をLoyola個人呼出掲示板にて配布します。

B. 家計基準

次の「収入基準」及び「資産基準」の双方の条件を満たすこと

[収入基準]

第Ⅰ区分	出願者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)
第Ⅱ区分	出願者と生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	出願者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1)ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2)支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)

* 日本学生支援機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかより具体的に確認できますので、ぜひ活用ください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

[資産基準]

出願者と生計維持者(2人)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること

C. 大学等への入学時期等に係る基準

高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない者

※高等学校卒業程度認定試験の受験資格で本学に入学した者や外国の学校教育課程を修了した者等、上記に当てはまらない方は、「2022年度日本学生支援機構給付奨学金案内」の「(1)大学等への入学時期等に係る基準」(P.6~P.7)を参照ください。

D. 在留資格等に係る基準(日本国籍でない場合)

次のいずれかに該当する者のみ支援対象となります。

- ① 法定特別永住者
- ② 在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である者
- ③ 在留資格が「永住者」であって、日本に永住する意思がある者

【支給金額】 以下のとおり、原則として毎月指定の金融機関の口座に振り込まれます。

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円(42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円(28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円(14,200円)	25,300円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している者及び児童養護施設から通学する者は()内の金額となる。

【支給期間】

2022年4月から卒業する(修業年限の終期)まで

※毎年、学力基準と家計基準を確認するため、それにより奨学金の増減や対象外となる可能性があります。

出願方法

以下の手順で出願してください。

- ① 出願書類を期日内に上智大学短期大学部事務センターへ提出する
- ② 不備なく出願書類を提出した学生へ、大学から識別番号(スカラネットのID/PW)を通知後、Webシステム(スカラネット)から奨学金の申し込み手続きを行う
- ③ マイナンバー提出書を直接日本学生支援機構へ簡易書留で郵送する
* 上記の順番で、すべて手続きが完了した時点で申し込みできたこととなります

1. 出願書類提出期間

2022年4月20日(水) ~ 22日(金) 9:30~11:30、12:30~16:30 <時間厳守>

2. 提出先

3号館2階 事務センター奨学金担当

※ 出願についての問い合わせがある場合は、2022年4月8日(金)~19日(火)[土日を除く]の期間対応しますので、件名に「定期奨学金問い合わせ」と入力し、以下の宛先へメールでお問い合わせください。

問合せ先メール:sjclife@sophia.ac.jp

注) やむを得ず事務センターへ来られない方は、4月15日(金)までに上記のメールアドレスへご連絡ください。

3. 出願に必要な書類

※出願書類等に不備のある場合は、受理できません。ご注意ください。

※複数の奨学金に同時に申請される場合は、証明書は一通で結構です。

A. 奨学金申込票 ← 修学奨励奨学金と共通

B. 願書 ← 修学奨励奨学金と共通

C. 学業成績証明書類

1年次生...出身高等学校の調査書等

2年次生...本学の成績表のコピー

D. 「給付奨学金確認書」(所定用紙)

所定用紙に記入・押印の上、必ず提出ください。

E. 2021年度課税証明書 <該当者のみ>

詳しくは、「在学採用 2022年度在学者用 日本学生支援機構給付奨学金案内」の「必要書類と提出先の確認」(18p)を参照ください。

F. 外国籍の学生の在留資格及び在留期間が明記されている証明書類

詳しくは、「在学採用 2022年度在学者用 日本学生支援機構給付奨学金案内」の「必要書類と提出先の確認」(18p)を参照ください。

G. 「施設等在籍証明書」「児童(里親)委託証明書」「措置解除決定通知書」<該当者のみ>

詳しくは、「在学採用 2022年度在学者用 日本学生支援機構給付奨学金案内」の「必要書類と提出先の確認」(18p)を参照ください。

4. 認定結果の通知

2022年5月6日(金)16:00にLoyolaの個人呼出掲示板でお知らせします。

5. 注意事項

- ① 下記の場合、採用後であっても採用が取り消しとなり、場合によっては奨学金の返還を求めることがあります。
 - (1) 長期にわたって欠席し、成業の見込みがなくなったとき。
 - (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
 - (3) 学生の身分を失ったとき。
 - (4) 奨学金を必要としなくなったとき。
 - (5) 奨学生申込事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- ② 出願が受理された後の出願書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ③ 出願書類等に記載された個人情報(氏名、生年月日、他の個人情報等)は、奨学生選考、採否通知並びに採用手続を行うために利用し本学が管理します。他の目的での利用及び本学の関係教職員以外への提供は行いません。
- ④ **給付奨学金と併せて「高等教育の修学支援新制度」における授業料等の減免が受けられます。その場合、別途授業料等の減免を申請する必要があります。この申請のみでは受付できませんので、ご注意ください。**
- ⑤ **2022年度第一種奨学金の貸与を受けている者が給付奨学金に採用された場合、貸与金額が調整されます。**
- ⑥ 出願後の大学からの連絡は、Loyola(教学支援システム)の個人呼出掲示板で連絡するため、必ず掲出した掲示内容確認するようにしてください(「Loyola個人呼出掲示板」という名称ですが、必ずしも窓口に呼出という意味ではありません。)

上智大学短期大学部 事務センター 奨学金担当

<問い合わせメールアドレス>

sjclife@sophia.ac.jp

*メールの件名には、「定期奨学金問い合わせ」と入力ください。

提出前に！

提出する前に書類が揃っているか再度確認してください。
書類不備の場合は、選考対象になりませんので、ご注意下さい。

【提出書類チェックリスト】

A 奨学金申込票	○	
B 願書	○	
C 学業成績証明書類	○	
D 「給付奨学金確認書」	○	
E 2021年度課税証明書 注)詳しくは、「2022年度日本学生支援機構給付奨学金案内」(18p)をご参照ください。	△	
F 外国籍の学生の在留資格及び在留期間が明記されている証明書類 注)詳しくは、「2022年度日本学生支援機構給付奨学金案内」(18p)をご参照ください。	△	
G 「施設等在籍証明書」「児童(里親)委託証明書」「措置解除決定通知書」	△	

○:必ず提出 △:該当する場合に提出